

静岡県環境影響評価連絡会議委員からの意見等に対する事業者の見解
(浜松湖西豊橋道路 計画段階環境配慮書)

資料4

No.	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
1	その他	24	事業予定地には農用地が多く存在することから、市農政担当部局及び市農業委員会と周辺農業への影響の有無について、調整を図ってください。	今後、事業を進める中で、必要に応じて、関係機関等と調整を図ります。	農地利用課
2	大気質	—	自動車の走行による大気質及び騒音について、工事車両及び開通後の道路の交通に起因する障害の防止に配慮して調査、予測、ルート帯や道路構造の検討を願います。	今後の方法書以降の手続において、検討を行います。	県警交通規制課
3	廃棄物等	32	廃棄物や建設発生土など計画段階配慮事項として選定されていない環境要素があるように思われますが、方法書以降の手続き（計画熟度が高まった段階）において検討の対象とする、ということでしょうか。また、廃棄物や建設発生土の排出及び再資源化に際し、今後どのように予測・評価するのか、方針について御教示ください。	今後の方法書以降の手続において、必要に応じて検討を行います。	技術調査課
4	その他	25	項目12において、「文化財保護法第百九条第一項の規定により指定された名勝又は天然記念物、…」とありますが、「…指定された 史跡 、名勝又は天然記念物、…」と修正してください。 「…同法第九十二条第一項に基づいて指定された埋蔵文化財」とありますが、「…同法 第九十三条第一項に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地 」と修正してください。 また、同項目において「両県において、埋蔵文化財が多数分布しています。」とありますが、「…、 周知の埋蔵文化財包蔵地が、 …」に修正してください。	方法書以降で必要に応じて記載します。	文化財課
5	景観	28	県指定名勝浜名湖が図中に点で示されていますが、実際は浜名湖北、沿岸部を含む広範囲が名勝として指定されています。図上に範囲で示すべきと思われます。	方法書以降で掲載します。	文化財課
6	植物	37	案①のルート帯に含まれる県指定天然記念物トキワマンサク北限群生地について、静岡県文化財保護条例第33条により、現状の変更、あるいは保存に影響を及ぼす行為を行う場合は知事の許可が必要となります。影響を低減するのみでは不十分であり、回避するよう検討してください。	具体的なルートの位置や道路構造については未定ですが、今後それらを決定する段階においては、環境への影響にできる限り配慮した検討を行います。	文化財課
7	水質	32	水環境が計画段階配慮事項に選定されていませんが、他事例を基に影響を予測し、調査すべき環境要素に選定することを検討してください。また、検討の結果、選定しなかった場合はその理由を記載してください。	計画段階配慮事項は、「道路環境影響評価の技術手法(平成25年、国土交通省)」に基づき、重大な影響を受けるおそれのある環境要素を選定しています。なお、水環境については、今後の方法書以降の手続において、必要に応じて項目を選定し、適切に調査・予測及び評価を行います。	水利用課
8	振動	32	該当道路は、トラック等大型車両の市街地迂回通行を想定しており、大気環境として騒音のみ計画段階の配慮事項としているが、振動を対象外とした理由は何か。	計画段階配慮事項は、「道路環境影響評価の技術手法(平成25年、国土交通省)」に基づき、重大な影響を受けるおそれのある環境要素を選定しています。なお、振動については、今後の方法書以降の手続において、必要に応じて項目を選定し、適切に調査・予測及び評価を行います。	環境衛生科学環境研究所
9	景観	31	景観に関わる参考文献として、以下の2つを追加してください。 ・ふじのくに景観形成計画（平成29年3月 静岡県） ・浜名湖景観形成行動計画（令和2年3月 浜名湖広域景観推進会議）	方法書以降で必要に応じて記載します。	景観まちづくり課
10	その他	40～41	「三ヶ日みかん」は本県を代表する農産物の一つであり、営農及び地域独自の景観資源への影響が大変大きいことから、一般住民からも多くの意見が挙げられています。本計画による、営農環境及び景観への影響については、地元農業者への説明を十分にするとともに、具体的な対応策を示してください。	今後、事業を進める中で、必要に応じて、関係機関等と調整を図ります。	農地計画課

静岡県環境影響評価連絡会議委員からの意見等に対する事業者の見解
(浜松湖西豊橋道路 計画段階環境配慮書)

資料4

No.	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
11	全般	—	ルート案①の一部で砂防指定地を跨ぐ可能性があることから、砂防指定地とルート案との関係性がわかる図面や配慮について、方法書に記載してください。また、砂防指定地にかかる場合は、砂防指定地内行為許可申請等を適切に行ってください。	方法書以降で必要に応じて記載します。また、砂防指定地にかかる場合は、事業を進める中で、必要に応じて、関係機関等と調整を図ります。	砂防課
12	水質	17	2. 水質の測定地点及び環境基準について、具体的な地点の記載がないため内容の確認ができません。対象としている地点を示していただけませんか。	参考資料p. 45に記載していますので、確認願います。	生活環境課
13	廃棄物等	—	トンネル等工事に当たり発生する土砂等について、発生量や対策土の発生見込み、またその処理方法についても、今後の環境影響評価手続きにおいて、示されたい。	トンネル掘削土については建設副産物であることから、他工事での活用を想定していますが、今後の環境影響評価の中で、廃棄物及び建設発生土に関する調査・予測・評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討します。また、建設発生土等については、できる限り再利用することも検討します。	生活環境課
14	全般	—	ルートは、施工性や事業費と同じくらい環境影響についても検討の上選定を行い、その結果を方法書で示してください。	事業実施による環境への影響を可能な限り考慮しつつ、政策目標を達成する「ルート帯案」を選定し、その結果を方法書に示します。	生活環境課
15	全般	—	今後、方法書等は、「道路環境影響評価の技術手法」等に基づいて作成されると考えられますが、この地域ならではの地域特性を踏まえた環境影響評価を行うためにも、地方自治体の長、本県環境影響評価審査委員会及び住民からの意見を尊重してください。	方法書以降の手続きで適切に対応します。	生活環境課
16	全般	17～	配慮書には、文献調査によって作成された自然的状況及び社会的状況の概要が示されていますが、方法書には資料編としてもよいので、具体的な調査内容や方法書への記載内容の根拠（希少動植物の種名等）が分かる資料を添付してください。	方法書以降で必要に応じて記載します。	生活環境課
17	全般	17～	方法書には、文献調査を踏まえて具体的に調査手法、場所及び期間等を示してください。	方法書以降で必要に応じて記載します。	生活環境課
18	水質、その他	24	表3.2-1 (1) 社会的状況に「河川、湖沼・・・利用の状況」についての記載がありますが、本県区間は、トンネル工事が主となると思われ、事業の実施による地下水の水位への影響及びトンネル上部の自然環境への影響（乾燥化）が懸念されますので、方法書には、計画路線周辺の利水状況（飲料、農業用、工業用等）及び土地利用の状況（農地、森林等）を記載するようにしてください。	方法書以降で必要に応じて記載します。	生活環境課
19	全般	36～	「配慮事項に係る予測・評価の結果」からは、貴省の小委員会が承認した案①よりも案③の方が自然環境への影響は小さいように見受けられます。ルートによって、自然環境と生活環境に及ぼす影響の程度が異なると思われしますので、2つの環境への影響を総合的に比較した上でルートを選定するとともに、方法書には、決定の過程がわかるような資料を添付してください。	事業実施による環境への影響を可能な限り考慮しつつ、政策目標を達成するルートを選定し、方法書に示します。	生活環境課
20	水質	34	4.3配慮事項に関する調査・予測・評価の結果において、「弓張山地は、トンネル構造で通過するなどして環境への影響について極力回避を図ります。」と記述していますが、浜名湖西側では弓張山地を水源とする流域面積の比較的小さい河川が複数あり、ルート案はそれらの水源や河川を横断する計画となっています。このため、トンネル湧水等により水資源への影響が懸念されることを踏まえて、方法書では水文観測の基礎データを記載し、出来るだけ定量的な解析方法を検討してください。	トンネル掘削が周辺環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続き並びに工事実施の各段階において、環境への影響をできる限り回避・低減するよう配慮し、必要に応じて環境保全措置を行います。	生活環境課

静岡県環境影響評価連絡会議委員からの意見等に対する事業者の見解
(浜松湖西豊橋道路 計画段階環境配慮書)

資料4

No.	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
21	地形及び地質	18	3. 重要な地形及び地質において、化石産地であることを記載されていますが、浜名湖周辺ではナウマンゾウ等の化石が発掘されており、学術的に貴重な地域です。このため、静岡県地学会の研究成果等を十分に踏まえるとともに、工事中に重要な化石が発見される場合もあるので、方法書では具体的な調査手法や評価の考え方を示してください。	方法書以降で必要に応じて記載します。	生活環境課
22	全般	34	案①から③の調査・予測・評価の結果が示されていますが、本県内のルートの北側部分は1つのルートに絞られています。この部分については、必ず事業の実施が及ぼす影響が生じることとなりますので、配慮書段階から影響の回避又は低減に向けた措置を検討してください。	具体のルートや構造等が決まっていないため、現時点では回避・低減に向けた措置の検討は困難です。ルートや具体的な構造を決めていく段階で配慮を検討します。	生活環境課
23	大気質、騒音	36	自動車の走行による大気質及び騒音において、「道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。」とありますが、道路騒音や振動を低減するため、具体例としてどのようなことを想定しているのですか。また、具体的な回避・低減の措置は、環境影響評価のどの段階で示されるか明確に示してください。加えて、方法書には、道路アセス省令別表1に基づき、建設機械の稼働による影響についても、調査の手法、時期、場所及び頻度等を示してください。	道路交通騒音・振動を低減するための環境保全措置については、今後、具体的なルート、構造を決定する段階で検討します。建設機械の稼働の影響要因にかかる調査手法等は、方法書において記載する予定です。また、具体的な回避・低減措置は、準備書の段階で示す予定です。	生活環境課
24	全般	32	道路アセス省令第5条では、配慮書P32で示されている配慮事項の選定結果のほかに、水環境（水質、地下水の水質及び水位等）や環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素（温室効果ガス等）を配慮書段階で選定することが規定されています。なぜ、省令に規定されている項目を選定しなかったのか理由を記載してください。また、方法書は、省令及び今後送付される知事意見に基づき項目を選定した上で、調査、予測及び評価の手法等を記載するようにしてください。	計画段階配慮事項は、道路環境影響評価の技術手法を踏まえて適切に選定しました。方法書においても、省令及び知事意見、技術手法等に基づき、適切に検討いたします。	生活環境課
25	動物	37	道路の存在による動物において、重要な種の生息地等として、生息地の影響を予測及び評価していますが、今後の文献調査により、希少な動物の生息が確認された場合には、適切な場所、時期、手法及び頻度で現地調査を実施し、影響の回避又は低減に努めてください。また、準備書には、具体的な回避、低減するための環境保全措置を記載してください。	今後の環境影響評価の中で、必要に応じて調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて環境保全措置を検討します。	生活環境課
26	植物	37	道路の存在による植物において、重要な種・群落の生育地等として、天然記念物及び巨樹・巨木林の影響を予測及び評価していますが、今後の文献調査により、希少な植物の生育が確認された場合には、適切な時期、手法及び頻度で現地調査を実施し、影響の回避又は低減に努めてください。また、準備書には、具体的な回避、低減するための環境保全措置を記載してください。	今後の環境影響評価の中で、必要に応じて調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて環境保全措置を検討します。	生活環境課
27	生態系	38	本県ルートの大半は、トンネル及び橋梁となると思われるが、それらの工事中及び完了後において、雨水やトンネル湧水が近隣の河川に排水されることが考えられることから、道路の存在による生態系については、水生生物の生態系についても調査、予測及び評価を実施してください。	今後の環境影響評価の中で、必要に応じて調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて環境保全措置を検討します。	生活環境課
28	全般	参考資料151	各ルート案は地域森林計画対象民有林を通過することから、該当市の市町森林整備計画(森林法第10条の5)の内容を確認するとともに、これに配慮した開発計画とされたい。	今後、事業を進める中で、必要に応じて、検討します。	森林保全課
29	全般	参考資料256	保安林については、水源のかん養、災害の防止等の公益的機能の維持増進を図るものであり、原則として他の用途への転用は行わないものとする事から、事業区域から避けるよう検討してください。	今後、事業を進める中で、必要に応じて、検討します。	森林保全課

静岡県環境影響評価連絡会議委員からの意見等に対する事業者の見解
(浜松湖西豊橋道路 計画段階環境配慮書)

資料4

No.	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
30	全般	ー	各ルート案にかかる地域森林計画対象民有林を管轄する農林事務所の長に立地調査依頼書を提出し、「静岡県林地開発許可基準及び一般的事項 第3章1(1)ア～カ」に該当する森林(＝開発行為を避けるべき森林)を確認してください。 上記箇所は、原則として施行区域に含めないものとし、やむを得ず含める場合には、関係部局と十分協議を行い立地について同意を得る必要があることから、事業の位置・規模等の検討段階において、特に慎重に調査・検討してください。	今後、事業を進める中で、必要に応じて、関係機関等と調整を図ります。	森林保全課
31	その他	20	浜松湖西豊橋道路は、県が管理する日比沢川、西神田川などの都田川水系の河川を渡河する計画となっています。 当該道路からの雨水の排水が、各河川の流域を変更して流出するなどの場合には、必要な治水対策をお願いします。	今後、事業を進める中で、必要に応じて、検討します。	河川企画課
32	その他	20	浜松湖西豊橋道路を建設・造成に伴い、雨水の流出が増加する場合は、調整池等の計画を検討されたい。	今後、事業を進める中で、必要に応じて、検討します。	河川企画課
33	その他	-	上記の流出抑制対策に加えて、流域治水の考え方に基づき、更なる雨水貯留施設対策を検討されたい。	今後、事業を進める中で、必要に応じて、検討します。	河川企画課
34	生態系	25、26、28	事業地の一部が浜名湖県立自然公園(第3種特別地域、普通地域)、鳥獣保護区を通過する計画となっているため、事前に自然保護課と協議願います。	今後、事業を進める中で、必要に応じて、関係機関等と調整を図ります。	自然保護課
35	動物、植	26	静岡県自然環境保全条例に基づき、事業区域内に生息・生育する県レッドデータブック掲載種の生息・生育環境を保全いただけるような事業計画としてください。	今後の環境影響評価の中で、必要に応じて調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて環境保全措置を検討することで、極力県レッドデータブック掲載種の生息・生育環境を保全する事業計画を検討します。	自然保護課
36	水環境	37	ルート案のいずれも自然公園及び鳥獣保護区(案②は重要湿地も)を通過する計画となっており、自然環境に影響を与える可能性があると評価されています。 p.34において、トンネル構造で通過することを影響回避の一例として示されていますが、トンネル湧水により沢の減水等が生じる恐れもあります。具体的なルートや道路構造の決定には慎重な検討をお願いします。	トンネル構造を採用する場合には、トンネル掘削が周辺環境に及ぼす影響等については、今後の方法書以降の手続において、必要に応じて項目を選定し、適切に調査・予測及び評価を行います。	自然保護課